

【z264】感染症防疫等作業手当

支給対象業務	手当の支給を受ける者の範囲				支給額
	所属公署（※－は指定なし）	病院等	企業局	技労職	
①人事委員会規則で定める感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第四項までに規定する感染症及び人事委員会がこれらに相当すると認める感染症）の病原体に汚染されている区域（そのおそれのある区域を含む。）において当該病原体に感染した者（そのおそれのある者を含む。）に接触する作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき	保健福祉事務所に勤務する職員				円/日
②家畜伝染病又は感染症であって人事委員会規則で定めるもの（家畜伝染病予防法第二条に規定する家畜伝染病（口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、炭疽そ、ブルセラ症、鼻疽そ、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第十四条に規定する感染症）の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがある物件の処理作業に従事したとき	保健福祉事務所、家畜保健衛生所又は農業総合センター畜産研究所に勤務する職員その他人事委員会規則で定める職員（同号に規定する処理作業が著しく多量に発生する等のため当該処理作業に従事させる必要があると任命権者が認める職員）	該当		該当	290
③前二号に規定する病原体を採取し、当該病原体の試験又は検査の作業に従事したとき	保健福祉事務所に勤務する職員				